

産業高度化・事業革新促進計画  
(産業イノベーション計画)

平成24年4月

沖 縄 県

# 産業高度化・事業革新促進計画 (産業イノベーション計画)

## 1 意義

産業高度化・事業革新促進計画（以下「産業イノベーション計画」という）は、沖縄振興特別措置法第35条第1項の規定に基づき、知事が定める計画であり、産業高度化・事業革新促進事業を行う企業を集積させることにより、将来の沖縄経済を牽引しうる地域産業のイノベーションを促進し、産業振興の推進を図ることを目的とするものである。

## 2 計画期間

計画期間は、平成24年4月1日から平成34年3月31日とする。

## 3 区域(産業高度化・事業革新促進地域)

産業高度化・事業革新促進地域における「区域」は、産業高度化促進地域と事業革新促進地域のそれぞれの要件を満たす地域で、経済的社会的条件からみて一体として産業高度化・事業革新促進事業の集積を図ることが相当と認められる以下の地域とする。

### (1) 北部地域

名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、  
宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村

### (2) 中部地域

沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、西原町、読谷村、  
北中城村、中城村

### (3) 南部地域

那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、  
八重瀬町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、久米島町、渡名喜村、  
南大東村、北大東村

### (4) 宮古地域

宮古島市、多良間村

### (5) 八重山地域

石垣市、竹富町、与那国町

#### 4 措置の内容

沖縄県は、ものづくり産業や農林水産業等において、企業の製品開発力、技術力若しくは経営効率の向上又は地域資源を活用した新事業の創出・新需要の開拓等のために以下の事業を実施する。

- (1) 基盤技術の高度化、人材育成、技術支援、農商工連携の強化及び経営基盤の強化のための事業
- (2) 生産又は研究の基盤となる土地、建物、機械等を整備する事業
- (3) その他産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進するため、知事が必要と認める事業

# 産業高度化・事業革新促進地域 (産業イノベーション地域)

伊平屋村  
伊平屋島

野間島  
具志川島

伊是名村  
伊是名島

屋那覇島

座間味村  
座間味島

渡嘉敷村  
渡嘉敷島

西原島  
西原島

栗田島  
栗田島

渡名喜島  
渡名喜島

栗国村  
渡名喜村

久米島  
鳥島

久米島町

硫黄島島

伊江島  
伊江村

今帰仁村  
今帰仁島

本部町  
本部島

名護市  
名護島

恩納村  
恩納島

宜野座村  
宜野座島

金武町  
金武島

国頭村  
国頭島

大宜味村  
大宜味島

東村  
東島

北大東島  
北大東村

南大東島  
南大東村

読谷村  
読谷島

沖繩市  
沖繩島

うるま市  
うるま島

嘉手納町  
嘉手納島

北谷町  
北谷島

北中城村  
北中城島

宜野湾市  
宜野湾島

中城村  
中城島

西原町  
西原島

与那原町  
与那原島

那覇市  
那覇島

南風原町  
南風原島

豊見城市  
豊見城島

南城市  
南城市島

八重瀬町  
八重瀬島

糸満市  
糸満島

伊計島  
宮城島  
平安座島  
浜比嘉島  
津壁島

池間島  
伊良部島  
宮古島市  
宮古島

水納島  
多良間村  
多良間島

下地島  
宮古島市  
宮古島

尖閣諸島  
石垣市  
石垣島

西表島  
小浜島  
竹富町  
竹富島

新城島  
黒島

石垣市  
石垣島

与那国町  
与那国島

- 北部地域
- ▨ 中部地域
- ▩ 南部地域
- ▧ 宮古地域
- 八重山地域